**現代法　　大越　義久　『刑罰論序説』**

試験は60分　六法全書とノートが持ち込み可

勉強は基本的に『刑罰論序説』を読んだらいいみたい

（時にはポケット六法なども参考に）

この本には詳しいデータが集められているが、ぶっちゃけ試験には関係ないので、そこは参考にする程度で大丈夫。

**～過去問の概略～**

2004年　死刑についての最高裁判決を論評せよ

2005年　無期懲役についての最高裁判決を論評せよ

2006年　我が国の刑事立法ラッシュについて論ぜよ

2008年　犯罪者に刑罰を科すのは何のためか論ぜよ

2009年　我が国の自由刑執行の問題点はどこにあり、どう修正されるべきか論ぜよ

2012年　「刑罰権の行使はどうあるべきか」について、論じなさい

ある問題に関する新聞記事を読んで、それについて論じる形式

もしくは、一行だけ

**～Ⅰ　ガイダンス（流し読みで）～**

　内容は、近年に起こった事件が法改正に繋がった実例と、刑罰までの手続きと、犯罪の内訳と、“この本のメインテーマは近年の特定の犯罪に対する処罰範囲の拡大と厳罰化が、犯罪発生の阻止・減少に直結するかどうか検証することである。”ということだけ

**～Ⅱ　歴史　（流し読みで）～**

　単純に刑罰の歴史であり記憶系の問題しか出しようが無いので、過去問の傾向（～について論ぜよ）から考えると試験には出なさそう

**～Ⅲ　死刑（重要）～**

　内容は基本的に死刑存廃論。憲法や人権などの点から死刑がアリかナシかということ（2004年の問題）

☆キーワード

1. 残虐性：死刑は『残虐な刑罰』（憲法36条）にあたるか？とい

う議論。最高裁や日本全体の潮流は残虐でないとみなす感じが強い。が、筆者（大越先生。以後は略すが大事なポイントになる）はその判断に批判的。死刑以外にも議論がある（要p.70~76参照）

1. 拘禁ノイローゼ：主に死刑囚と無期囚にみられる症状。

　　　　　　　　　　爆発反応・レッケの昏迷・ガンゼル症候群など。（p.59~61参照）これがあるので、筆者は死刑の代替系としての終身刑も残虐でないと言い切れないとしている（p.112参照）

1. 予防効果：一般予防とは一般人の犯罪を阻止すること。

　　　　　特別予防とは犯罪をした人の再犯を阻止すること。

　　　　　　　残虐性は一般予防と関連が無くないので問題がややこしくなる（p.75参照）

1. 応報感情：被害者の関係者が犯罪者に対して仕返ししたいとい

う感情。死刑・刑の厳罰化の基礎にこれがあると筆者は言っている。（p.68,69参照）

・死刑の犯罪抑止力

　論文によると、有るとも無いとも言われている。（p.63）ので、解答に書くときはそこら辺も注意した方が良さそう(p.67,68参照)

　また、死刑について社会契約説・自律・功利主義などの観点から考えた著名な人々の議論がp.80~92にあるのでよく読んでおくと、深い議論の手助けになるのではないかと思う。

**～Ⅳ　自由刑（p.110~114,p.124は重要）～**

「自由刑・懲役は反省・更生させる目的で始まったが、現在その目的が軽視されている」というのと「無期懲役・禁錮刑はアリか？」というのが主な内容

無期懲役（2005年の問題）に関する記述p.111などが超重要。ちなみにp.113の禁錮は懲役より軽い

現在の刑務所には過剰収容・高齢化などの問題がある。この辺も出るかも（p.119~124参照）

**～Ⅴ　財産刑（p.131~134は重要）～**

全体で10ページしかない。一応「3．財産権の課題」は試験に出し得るけど、量も少ないし、p.131~134を読んでたら大丈夫だと思う。

**～Ⅵ　現代（重要）～**

題名の雰囲気に反して重要。よく読んでおこう。

1. 少年法

少年法は『少年審判の目的は、少年の責任追及ではなく、少年の社会復帰にある』(p.138)というように、更生させることが目的。

　　　｜

しかし、少年による凶悪事件が発生

　　　↓

少年法の厳罰化

　しかし、厳罰化は少年犯罪の予防に効果は無く、厳罰化の本当の理由は応報感情を満足させるためだ、と筆者は述べている。

　また、少年犯罪を防止するには厳罰化より家庭環境の改善こそ重要である。（p.142,143参照）

1. 心神喪失

保安処分：心神喪失者から社会を守るために社会に出してはダメだという意見と、犯罪をしていないのに刑罰が科せられるのはおかしいという意見の妥協点だが…

問題点①　地方裁判所の決定に非法律家である医師が関与していいのだろうかという点

問題点②　治安重視の裁判官と治療重視の精神科医で意見が分かれたらどうするのという点

1. 環境4.共謀罪はそんなに大事ではなさそう

**～Ⅶ　中間的帰結（超重要）～**

内容としてはまとめに近い。犯罪者に刑罰を科す意味（2008年の問題）など重要なところが多いので、よく読んでおくこと。

最後にキーワードを確認

1. 厳罰化
2. 犯罪者の更生
3. 応報感情
4. 残虐性
5. 見せしめ
6. 一般・特別予防効果